

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面(40)

【広島高決平成29年12月13日について】

平成30年1月16日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高 橋 典 明

同 吉 川 実

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 崔 信 義

同 定 岡 由 紀 子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

第1 広島高裁平成29年12月13日決定について

平成29年12月13日広島高等裁判所第2部において、四国電力が所有する伊方原発の稼働を差し止める仮処分決定がされた（以下「本決定」という。）（甲全492号証）。高等裁判所レベルにおいて再稼働の差止めを認めた仮処分決定は初めてのことであり、この点で大きな意義を有する決定である。差止めを認めたポイントは、火山の問題に関し、新規規制基準に適合しているという原子力規制委員会の判断が不合理だとした点である。本訴訟にも共通する問題もあるので、以下、本決定の概略を示した上で、どのような点で共通するかを述べる。

第2 本決定の概要（火山問題に関する部分）

1 新規規制基準の合理性

まず、本決定では、火山ガイドを含めた新規規制基準の合理性を肯定し、その上で同ガイドに従って立地評価と影響評価に関して新規規制基準に適合しているかどうかを検討している（349から367頁参照）。

2 立地評価

火山ガイドは、原子力発電所に影響を及ぼしうる火山として抽出された火山について調査結果を基に、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動可能性を総合的に評価し、検討対象火山の活動可能性が十分小さいかどうかを判断すべきものとしている。

本決定では、この点について「現時点での火山学の知見を前提とした場合に、（中略）原子力発電所の上記運用期間中における検討対象火山の活動可能性が十分小さいかどうかを判断できると認めるに足りる証拠はない。」と述べ、さらに伊方原発から130kmの距離にある阿蘇山を取り上げて、「本件発電所の運用期間中における活動可能性が十分小さいとまで判断することはできない。」と判示している（350から351頁）。また、証拠（火山学者の意見書等）を引用しながら、現在の噴火予測についての火山学の一般

的な知見を紹介している。この部分を読めば、現在の火山学の知見では、破局的噴火を予測することは不可能ないし非常に困難であることが理解できる。

次に、本決定では、設計対応不可能な火山事象の到達可能性を評価している。そして「検討対象火山の調査結果からは原子力発電所運転期間中に発生する噴火規模もまた推定することはできないから、結局、検討対象火山の過去最大の噴火規模（本件では阿蘇4噴火）を想定し、これにより設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価する必要がある。」と述べ、阿蘇4噴火と同規模の噴火が起きた場合に火砕物密度流が伊方原発に到達する可能性を検討し、到達する可能性が十分に小さいと評価できないと判断している（359、360頁）。

そして、立地評価について、本件は地理的領域内に「設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない火山がある場合」に当たり、立地不適ということになると結論づけている（362頁）。

3 原決定批判

原決定では、VEI 7以上の破局的噴火については、その発生可能性が相応の根拠をもってしめされない限り、自然災害として想定していなくても、安全性に欠けるところはなく、原子炉等規制法や設置許可基準規則6条1項の趣旨に反しないとして、考慮すべき自然災害について限定的に解釈し破局的噴火を考慮の対象外とした。

これに対し、本決定では、火山ガイドは原子力規制委員会が専門技術的裁量により策定したものであるから、原決定のような限定解釈をせずに同ガイドに示された判断枠組みの通りに判断することが原子炉等規制法や設置許可基準規則6条1項の趣旨に合致すると判断している。

4 影響評価

さらに、本決定では影響評価についても検討している。

四国電力は、九重山の九重第一軽石噴火をもとに降下火砕物の層厚を想定して影響評価を行っていた。本決定では、阿蘇山においてV E I 6以上の規模の噴火が起これば、この九重第一軽石噴火の2倍近くの火砕物が噴出するので、四国電力の影響評価は過小であるとしている。そして、影響評価の点についても基準適合性判断の合理性が疎明されていないとして、原子力規制委員会の基準適合判断の不合理性が事実上推定されるとしている。

第3 本訴訟と共通する問題

1 本決定は、四国電力の伊方原子力発電所について判断したものであるが、被告が所有する原子力発電所についても参考になる部分がある。

2 現在の火山学の知見に関する評価

(1) Nagaoka(1988)の噴火ステージ論

原告らは、平成29年10月3日付準備書面(36)の31から32頁において、Nagaoka(1988)の噴火ステージ論を用いて原子力発電所の安全性を判断するのは合理的でないとして主張した。本決定においても、Nagaoka(1988)の噴火ステージ論は、将来の噴火予測に使えるような根拠にならないとする火山学の知見を紹介している。具体的には「Nagaoka(1988)で記されている噴火ステージサイクルは、テフラ整理のための一つの考え方に過ぎず、これによって破局的噴火までの時間的猶予を予測できる理論的根拠にはなりません。」(353頁, 町田洋陳述書)。とか、「長岡論文における噴火ステージとは、テフラ層序について整理するための作業仮説に過ぎず、将来の噴火の予測のためにはまったく使えない概念です」(354頁, 須藤靖明陳述書)、「噴火ステージ説は、噴火史上のパターン認識に基づいた仮説であり、実際のマグマだまり内で生じる物理・化学過程にもとづいた立証がなされているわけではない。」(358頁, 科学 Vol.85,No2)とされているのである。

(2) 発生間隔論

原告らは、火山事象に関する原子力発電所の安全性を評価するにあたって、

発生間隔論を用いることの不合理性を指摘した（平成29年10月3日付準備書面（36）の30から31頁）。

本決定においても、平均発生間隔に依拠すべきでないとする火山学の知見を紹介している。具体的には「平均噴火発生間隔の数値を用いて次期カルデラ噴火の切迫度を見積もるには適切な噴火発生モデルを想定する必要がある・・・適切な噴火発生モデルを提示できない段階で切迫度を検討するとしたら、平均発生間隔に依拠することなく、カルデラ噴火が複数回発生した阿蘇山では最短間隔が2万年であることを考慮すべきである。」（352頁、火山学者緊急アンケート，甲全453号証）。とか、「噴火間隔がいくらかは、年代値に大きな幅があり、また阿蘇カルデラの場合過去4回の大噴火の時間間隔は一定ではありません。」（353頁、町田洋陳述書）とされているのである。

(3) 現在の火山学の知見の程度

より根本的な問題として、現在の火山学の知見の程度の問題がある。

火山ガイドは、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動可能性を総合的に評価して検討対象火山の活動の可能性が十分小さいかどうかを判断することを要求している。しかし、現在の火山学の知見ではカルデラ噴火（破局的噴火）について「科学的な切迫度を求める手法は存在しない。」

「原子力発電所の稼働期間中にカルデラ噴火の影響をこうむる可能性が高いか低いかという判定そのものが不可能なはずである」（357頁、藤井（2016））とか、「VEI 6以上の巨大噴火に関しては発生が低頻度であり、モニタリング観測例がほとんど無く、中・長期的な噴火予測の手法は確立していない。」（355頁、原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームの提言とりまとめ）とされている中で、火山ガイドが要求しているような前記の判断を科学的見地からすることはできないという問題がある。本決定もそのような問題を示唆していると考えられる。

そして、この問題は本訴訟にも共通する問題である。

3 阿蘇カルデラにおける噴火可能性及びその規模に関する評価

被告は始良丹沢（A T）噴火由来のテフラが発電所の敷地周辺にあることから、始良カルデラを検討対象火山として影響評価を行っている。しかし、阿蘇カルデラにおける阿蘇4噴火は始良カルデラにおける始良丹沢（A T）噴火よりも大規模な噴火であり（甲全445号証の50頁によれば、A T噴火のテフラ量は450立方キロメートル以上とされているのに対し、阿蘇4噴火のテフラ量は600立方キロメートル以上とされている。）、かつ阿蘇カルデラは始良カルデラよりも被告の原子力発電所に近く火山灰による影響は大きいことが予想される。そうすると、阿蘇カルデラについても検討対象火山として影響評価をしなければならないはずである。

しかし、被告は阿蘇カルデラなどの火山を検討対象火山として影響評価を行っていない。それは不合理であると原告らは指摘した（平成29年10月3日付準備書面（36）の39頁）。

本決定において、阿蘇カルデラにおける過去最大の噴火規模（阿蘇4噴火と同規模の噴火）を想定して評価すべきとしている（359頁）。そうであるならば、被告の原子力発電所においても阿蘇カルデラにおいて阿蘇4噴火と同規模の噴火が起こった場合の影響評価をすべきであるが、被告はそのような影響評価をしていないし、原子力規制委員会でも議論されていない。原子力規制委員会の基準適合性判断に不合理な点が存するのは明らかである。